

# 日本における投資案内

2011 年版



AIC 税理士法人

## はじめに

当パンフレットは可能な限り最新かつ正確な情報に基づき、作成を行っておりますが、あくまでも一般的なガイドラインですので、当パンフレットに基づいて行いたいかなる経済活動の結果についても、当法人では責任を負いかねますことをあらかじめご了承下さい。

当パンフレットの読者が何らかの経済活動を予定されている場合は、各方面の専門家にご相談されることをお勧めいたします。

なお、個別のご質問等に対しては、基本的に有料にてご対応いたします。  
お見積りは無料となっておりますので、お気軽にお問合せくださいませ。

当パンフレットは 2011 年 6 月末現在の法令等を基に作成されています。

AIC 税理士法人  
代表社員 金崎定男(公認会計士・税理士)

\*当事務所は会計事務所の世界的なネットワークである INPACT に加盟しています。

<http://www.inpactap.com>

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷 3-5-16 渋谷 3 丁目スクエアビル 2F

電話 03-4500-1258

FAX 03-6893-3924

〒530-0012

大阪府大阪市北区芝田 2-2-17 和光ビル 4F

電話 06-6292-0586

FAX 06-6292-0587

[info@aictax.com](mailto:info@aictax.com)

<http://www.aictax.com>

## 目 次

1. 設立形態	3
1)組織形態	3
2)支店・会社・駐在員事務所の違いと税金	5
2.会社の会計と税金	7
1)設立時の届出	7
2)決算と申告	8
3)利益に対する税金	9
4)減価償却の基礎知識	13
5)損金不算入の費用	16
6)消費税	17
3.人件費にかかわる税金	19
1)給与所得	19
2)海外の役員への給与	19
3)各種控除	20
4)給与支払時の源泉所得税	21
5)税率	21
6)社会保険制度	22
7)申告と納付	23
8)居住形態と課税所得の範囲	23
4.附録	25
公的相談機関の連絡先	25

## 1. 設立形態

### 1)組織形態

#### 1-1) 会社

会社法のもとで企業の形態は、株式会社と持分会社(合名会社、合資会社、合同会社)という2つに大別されます。

形態による違いで特徴的なのは、会社債務に対する株主若しくは投資家の責任が有限か無限か、また出資と経営が分離しているか一致しているかという点です。

なお、2006年4月以前は有限会社という形態があり、有限会社法によって規定されていましたが、2006年5月の新会社法の施行に伴い株式会社に整理統合されました。

#### 株式会社

株式会社は日本で最も広く利用されています。出資金額までの有限責任しか負わない株主から構成されており、株式会社の設立方法や、経営陣、会計、監査等については会社法で詳細に規定されています。

一般に株式会社は他の形態よりも事業を円滑に進めることができるとされ、金融面や信用性の面でも有利といわれています。

株式会社は、設立時の最低資本金に関する制限はなく、1円のみのお払いでも設立が可能です。

なお外国企業または外国人が日本で株式会社を設立する場合には、設立時取締役のうち、最低一人は日本に住民票を有する者(外国人でも可)でなければなりません。

#### 持分会社

持分会社には、合名会社、合資会社、合同会社(LLC)という3つの形態があります。株式会社では出資者(所有)と経営者(経営)が明確に分離されていますが、持分会社は出資者が出資するだけでなく、業務執行も行ういわゆる所有と経営の一致を特徴としています。また出資者である社員が互いの人的信頼に基づいて形成される会社形態であるので、小規模な事業に向いているといえます。

合名会社、合資会社は旧商法から存在する形態で、内部自治が認められている、会社設立手続きが簡単であるなどのメリットがありますが、社員が無限責任であることなどから現状ほとんど活用されていません。

一方、合同会社(LLC)は、新会社法により新たに認められた形態で、持分会社のメリットを活かしつつ、社員の有限責任性を認めるなど、合名会社、合資会社のデメリットを補完した新形態となっています。

**株式会社と合同会社(LLC)の比較**

形態	株式会社	合同会社(LLC)
出資者	株主	有限責任社員
必置機関	株主総会、取締役	社員の合意
業務執行者	代表取締役 等	業務執行社員
資本金の最低限度	なし	なし
持分譲渡	原則自由	社員の承諾
定款の変更	株主総会の特別決議	総社員の同意
組織変更	可能	可能

**1-2)日本における支店**
**登記等**

外国人投資家は外国為替法及び外国貿易法に基づく一定の書類を提出することにより、日本に支店を設置し、日本においていかなる商取引も行うことができるようになります。日本における支店も、日本の会社法の規定に従う必要があり、外国の法人が継続して、商取引を行っていくには、日本における代表者(支店長)や事業の拠点を決定し、これらを最寄りの法務局で登記しなければいけません。

登記をすることによって日本国内での法人の存在が明らかになり、市中銀行で法人名義の口座を開設することも可能になります。

日本における代表者は日本の法律上、独力で支店の全ての活動を行う権限が与えられます。また、日本における代表者が変更される場合等には変更登記が必要です。

**子会社への移行**

支店から子会社に組織変更することは法的には可能ですが、時間と費用が必要となるため、注意深く検討する必要があります。日本に子会社を設立し、支店の資産を子会社に譲渡するという判断もありますが、外国の法人が日本で長期的に事業を行う予定であれば、支店形態をとらず当初から子会社を設立するほうが望ましい場合もあることを考慮する必要があります。

**1-3)駐在員事務所**

駐在員事務所は法的な組織ではなく、また商業登記も必要ありません。よって外国人の投資家が日本の政府等へ何ら届出などをしなくても、事務所を開設することができます。(ただし、外資系の銀行、証券会社、保険会社が日本において駐在員事務所を開設する際には、財務省への報告が義務づけられています。)

駐在員事務所が駐在員を雇用する場合には、源泉徴収義務が発生するため「給与支払

事業所等の開設届」を所轄税務署へ提出する必要があります。また社会保険加入の必要性も生じてきます。

なお、駐在員事務所は、法的な地位が無いため、商取引の契約当事者となることができません。また銀行口座を開設することはできず、その活動は本店のための物品購入、本店のための物品保管、その他本店の事業の補助となる活動(本店への情報収集、広告・宣伝等)に制限されます。

日本国内において収益を生まないため、日本の法人税等の課税はありませんが、上記の制限を超える活動を行った場合には、課税が生じる場合があります。

また駐在員事務所は営業経費に関する資金に限り無制限に持ち込むことができます。

このように駐在員事務所の活動や資金に制限があるのは、駐在員事務所を開設した外国人投資家が、将来日本において支店または子会社を立ち上げるための一時的なものと考えられているためです。したがって駐在員事務所で行った市場調査などを行ってからの支店や子会社へ移行するケースが一般的といえます。

## 2)支店・会社・駐在員事務所の違いと税金

### 2-1)日本支店と会社

外国法人の日本支店と外国法人の子会社である日本法人の税法上の取扱いの主な相違点は次の通りです。

#### 費用の付替え

日本支店の場合、支店で稼得した利益に、外国本社で発生した費用のうち支店が負担すべきものとして合理的に計算された金額を付替えた上で利益計算を行い、法人税の申告を行うことは可能です。

しかし日本の子会社の場合、特段の契約が無い限り、支店のような費用の付替えは認められません。

#### 配当金

日本の子会社が国外株主に対して行う配当については、源泉所得税が控除されるのに対し、支店の(税引き後)利益を本店に送金する際には、源泉所得税が控除されません。

#### 利子、使用料

日本の子会社から外国親会社に対して支払われた利子や使用料は、その送金に際して源泉所得税が控除されますが、不相当に多額の金額で無い限り、日本の子会社で費用と認められます。

一方、日本支店から外国の本社に支払われた利子や使用料は、一定の場合を除き費

用とはなりません。日本支店が負担した利子や使用料が日本支店の設備購入のための借入金利子であると証明できるような場合は費用として認められますが、その場合は日本の子会社からの支払いの場合と同様に源泉所得税の控除が必要となります。

	日本支店	子会社
費用の付替え	合理的な金額であれば可能	原則不可
配当金	源泉所得税の控除なし	源泉所得税の控除あり
利子、使用料	原則として費用とならない	相当な金額であれば費用となる;源泉税あり

### 2-2)駐在員事務所

駐在員事務所は、その活動が営業活動にあたるのか外国の本社のための単なる予備的かつ補助的な活動であるのかを、国税当局によって確認される場合があります。営業活動とみなされると、国内源泉所得については日本の法人税の対象となります。

### 2-3)105%会社

税法上の根拠規定はありませんが、日本で独立した会社を設立し、外国企業に対してサービス提供を行う場合には、例えば、総費用に対して 105%~110%程度のサービスフィーを計上するような会計処理が慣習的に認められることがあります。

## 2. 会社の会計と税金

### 1) 設立時の届出

税法上の届出は、会社や支店の設立後に所轄税務署に提出することが求められています。下記の表は特段の事情がない限り、会社と支店に共通の届出となります。

#### 法人税関係(注1)

提出書類	添付書類	提出期限
法人設立届出書(会社のみ)	定款のコピー 登記簿謄本のコピー 株主(社員)名簿 設立時の貸借対照表	設立登記の日から2ヶ月以内
外国普通法人となった旨の届出書 (支店のみ)	定款(和訳文)のコピー 登記簿謄本のコピー 本店の直前事業年度の 貸借対照表 国内で行う事業の概要	設置の日から2ヶ月以内
青色申告の承認申請書	なし	以下のうち早い方の日 ・最初の事業年度終了の日の前日 ・設立日から3ヶ月を経過した日の前日
申告期限の延長の特例の申請書	なし	事業年度終了の日
給与支払事務所等の開設届出書	なし	給与支払事務所開設の日から1ヶ月以内
源泉所得税の納期の特例の承認に 関する申請書	なし	従業員が10名未満となった時
減価償却資産の償却方法の届出書	なし	最初の確定申告書提出期限
棚卸資産の評価方法の届出書	なし	最初の確定申告書提出期限

#### 法人住民税関係(注2)

提出書類	添付書類	提出期限
設立届	定款のコピー、登記簿謄本のコピー、株主(社員)名簿	設立の日から15日以内(注3)
事業税及び住民税の 申告期限の延長申請書	なし	事業年度終了の日

(注1) 上記の他、消費税関係については別途届出書の必要な場合があります。

(注2) 都道府県民税及び市民税それぞれについて提出が必要です。

(注3) 自治体により異なり、設立日から1ヶ月以内が提出期限である自治体もあります。

## 2)決算と申告

### 2-1)事業年度

会社の税法上の事業年度は、定款等によって定められた会計期間と同様です。ただし業年度は12ヶ月を超えることはできません。また外国法人の日本支店は外国の本店と同一の事業年度が税法上においても適用されます。なお日本の会社の多くは4月から3月の1年間を事業年度としています。

### 2-2)会社利益と課税所得

税法上の会計基準は、日本で一般的に公正妥当と認められた会計基準に従うこととなり、一度採用された会計基準は継続適用する必要があります。会計上の税引き前利益と税法上の課税所得は一致することが原則ですが、課税所得は、課税上の目的のために、会計上の税引き前利益に一定の調整を加えて計算されます。

例えば、下記の接待交際費、寄付金、役員報酬等が税法上の損金算入限度額を超えていれば、会計上の税引き前利益に加算して、課税所得を計算することとなります。

### 2-3)申告と納付

法人税の申告及び納税の期限は決算日から2ヶ月後となっています。日本法人の場合には通常1ヶ月、外国法人の場合には更に数ヶ月の申告期限の延長が可能ですが、これらの期限までに国税当局に延長の申請書を提出しなければいけません。

また新設法人を除き、事業年度が6ヶ月以上の会社は、一定の場合を除き事業年度の最初の6ヶ月が過ぎる日から2ヶ月以内に中間(予定)申告を行う必要があります。この場合の納税額は、前年度の法人税額の50%(予定申告の場合)、または当期の6ヶ月間の中間決算に基づく課税所得により見積もられた法人税額(仮決算による中間申告の場合)となります。

### 2-4)青色申告制度

青色申告制度は、納税者が正確な帳簿記録に基づき申告することを奨励するために設けられており、特別償却、各種準備金の設定、欠損金の7年間の繰越、欠損金の繰戻し還付、租税特別措置法上の税額控除等の特典があります。また、税務調査は上記の帳簿に基づき行われることになります。

この制度は外国法人も含めて、あらゆる納税者が利用できます。納税者がこの制度の適用を受けるためには、一定の帳簿組織を整備する必要がありますが、一度承認されると、帳簿組織等に変更がない限りは無期限に有効です。

新設法人等は、設立日から3ヶ月以内、もしくは設立後最初の決算日のいずれか早い日までに、青色申告の申請書を提出する必要があります。

### 3)利益に対する税金

#### 3-1)法人税

法人税法上の課税所得は会社の損益計算書の税引き前利益をもとに、必要な項目について調整を加えて計算されます。

法人税額はこの課税所得に30%の法人税率を乗じて計算されます(ただし、資本金1億円以下の法人の年800万円以下の課税所得に係る法人税率は18%となります。)

また税額控除の適用がある場合には、上記の法人税額から一定額が控除されます。

#### 法人税(普通法人)の税率

課税所得の区分	資本金1億円以下	資本金1億円超
年800万円以下	18%	30%
年800万円超	30%	

#### 3-2)住民税

住民税(都道府県民税及び市民税)には、法人税額に応じて計算される法人税割と資本等の金額と従業員の数によって決定される均等割があります。

法人税割は、各都道府県や市の税率を法人税額に乗じて計算し、複数の都道府県や市に事業所が存在する場合には、その法人税割総額を各都道府県や市の事業所の人数の割合で按分します。

#### 住民税均等割(標準税率)

資本金等の額	市町村内の事業所等の従業員数	市民税(注)	都道府県民税 ※( )は大阪府の税率
50億円超	50人超	3,000,000	800,000
	50人以下	410,000	(1,600,000)
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000	540,000
	50人以下	410,000	(1,080,000)
1億円超 10億円以下	50人超	400,000	130,000
	50人以下	160,000	(260,000)
1,000万円超 1億円以下	50人超	150,000	50,000
	50人以下	130,000	(75,000)
1,000万円以下	50人超	120,000	20,000
	50人以下	50,000	(20,000)

(注)適用税率は各市の条例で定められます。

### 住民税法人税割

	市民税(注)		道府県民税	
	標準税率	制限税率	標準税率	制限税率
すべての法人	12.3%	14.7%	5.0%	6.0%

(注) 適用税率は各市の条例で定められています。

※大阪府では、府内における設備投資の促進を目的として、次のような法人府民税法人税割の軽減措置が設けられています。

対象法人	資本金 3000 万円以下の一定の製造業の法人が 2007 年 4 月 1 日から 2012 年 3 月 31 日までの間に一定の設備投資をした場合
軽減内容	現行税率の 10 分の 9
適用年度	設備を供用開始した事業年度
適用申請と審査	確定申告または中間申告の各申告期限の 15 日前までに申請書類を提出し、後日審査結果が通知されます。

(注)この軽減措置は、下記の大阪府の事業税の優遇措置との重複適用はできません。

### 3-3)事業税と地方法人特別税

事業税の課税所得は法人税の課税所得とほぼ同一ですが、一部相違する点があります。例えば、事業税では国外の固定的な施設を通して稼得した利益は課税所得に含まれません。また海外投資等損失準備金勘定への繰り入れや、技術等海外取引に係る所得の特別控除等も事業税では認められていません。事業税の税率は各都道府県によって定められ、所得の額に応じて税率が上がる仕組みになっています。

なお、2008年10月1日以後に開始する事業年度から、地域間の税源偏在の是正に対応するため、法人事業税の一部が分離され、地方法人特別税が創設されました。

#### 法人事業税(大阪府・普通法人)

	年所得区分	所得割課税	外形標準課税		
			付加価値割	資本割	所得割
軽減税率	400万円以下	2.95(2.7)%	0.504(0.48)%	0.21 (0.2)%	1.69%
	400万円超800万円以下	4.365(4)%			2.475%
	800万円超及び清算所得	5.78(5.3)%			3.26%
比例税率(注2)		5.78(5.3)%			3.26%

(注1)( )は標準税率です。

(注2)3以上の道府県において事業所等を設けて事業を行う法人で、資本の金額または出資金額が1千万円以上の法人は、比例税率を適用します。

(注3)資本金が1億円を超える法人は4分の3が所得割課税となり4分の1が外形標準課税となります。

(注4)適用税率は、各都道府県の条例で定めます。制限税率は1.2倍です。

※大阪府では、府内への産業誘致促進のため、次のような事業税の優遇措置を設けています。

対象法人	2007年4月1日から2012年3月31日までに設立された資本金1千万円以下製造業の法人で、創業日以後も大阪府内に事業所を置いている法人
軽減内容	現行税率の10分の9
適用年度	設立後5年間の間に終了する各事業年度
適用申請と審査	確定申告または中間申告の各申告期限の15日前までに事前確認手続きの申請書類を提出し、審査の結果が通知されます。

(注)この軽減措置は、上記の大阪府の法人府民税法人税割の優遇措置との重複適用はできません。

#### 地方法人特別税(普通法人)

外形標準課税適用法人 (資本金1億円超)	基準所得金額×148%
外形標準課税適用法人以外の法人(資本金1億円以下)	基準所得金額×81%

## ※法人税等の計算例(子会社の場合)

## &lt;前提条件&gt;

- \*資本等の金額…1千万円
- \*業種…貿易業
- \*所在地…大阪府内(一か所のみ)
- \*従業員数…30名
- \*当該事業年度の課税所得…3千万円

税目	課税標準(円)	税率	税額(円)
<b>法人税</b>			
	8,000,000	18%	1,440,000
	22,000,000	30%	6,600,000
	30,000,000		8,040,000
<b>法人事業税</b>			
	4,000,000	2.7%	108,000
	4,000,000	4%	160,000
	22,000,000	5.3%	1,166,000
	30,000,000		1,434,000
<b>地方法人特別税</b>			
	1,434,000	81%	1,161,500
<b>法人府民税</b>			
法人税割	8,040,000	5%	402,000
均等割			20,000
			422,000
<b>法人市民税</b>			
法人税割	8,040,000	12.3%	988,900
均等割			50,000
			1,038,900
<b>納付すべき税額</b>			<b>12,096,400</b>

#### 4)減価償却の基礎知識

##### 4-1)減価償却資産と減価償却

事業などの業務のために用いられる建物、建物附属設備、機械装置、器具備品、車両運搬具などの有形固定資産や、ソフトウェアなどの無形固定資産は、一般的には時の経過等によってその価値が減っていきます。このような資産を減価償却資産といいます。

他方、土地や骨とう品などのように、時の経過により価値が減少しない資産は、減価償却資産に該当しません。

減価償却資産の取得に要した金額は、取得した時に全額経費となるのではなく、その資産の使用可能期間の全期間にわたり分割して経費としていくべきものです。この使用可能期間に当たるものとして法定耐用年数が定められています。減価償却とは、減価償却資産の取得に要した金額を一定の方法によって各年分の経費として配分していく手続です。

##### 4-2)償却方法

有形固定資産の償却方法には定率法と定額法があり、会社は資産の種類毎に償却方法を選択して、税務署に届出を行う必要があります。納税者が減価償却方法の届出を行わなかった場合には、法定償却方法である定率法が適用されることとなります。

また、無形固定資産は定額法で償却を行うこととされています。

なお、2007年4月1日以後事業の用に供された資産から新たな計算方法が適用されることとなり、これに伴いそれ以前に取得された資産についても一部計算方法が変更となりました。その概要は以下とおりです。

	2007年3月31日以前事業供用分	2007年4月1日以後事業供用分
定額法	(取得価額-残存価額(所得価額×10%))×旧償却率(注1)	取得価額×償却率
定率法	期首未償却残高×旧償却率(注1)	期首未償却残高×償却率 ただし、上記の金額が償却保証額(注2)に満たなくなった年以後は次の算式による。 改定取得価額(注3)×改定償却率(注4)

(注1)取得価額の5%相当額に到達後は、残存簿価について5年間にわたって均等償却を行います。

(注2)資産の取得価額に当該資産の耐用年数に応じた保証率を乗じて計算した金額をいいます。

(注3)調整前償却額が初めて償却保証額に満たないこととなる年の期首未償却残高をいいます。

(注4)改定取得価額に対しその償却費の額がその後同一となるように当該資産の耐用年数に応じた償却率をいいます。

なお、固定資産を年度の途中で取得した場合は、実際に事業の用に供した月数分のみ償却の対象となります。また一定の固定資産には租税特別措置法上の特別償却制度が設けられています。

#### 4-3)耐用年数

法人税法においては、「資産の種類」「構造」「用途」別に法定耐用年数を詳細に定め、画一的に取扱うこととされています。

耐用年数が1年以内もしくは10万円未満の固定資産の場合は、取得した事業年度の費用とすることができます。

##### 償却率表

耐用 年数	定額法	定率法			耐用 年数	定額法	定率法		
		償却率	改定償却率	保証率			償却率	改定償却率	保証率
2年	0.500	1.000	-	-	18年	0.056	0.139	0.143	0.02757
3年	0.334	0.833	1.000	0.02789	19年	0.053	0.132	0.143	0.02616
4年	0.250	0.625	1.000	0.05274	20年	0.050	0.125	0.143	0.02517
5年	0.200	0.500	1.000	0.06249	21年	0.048	0.119	0.125	0.02408
6年	0.167	0.417	0.500	0.05776	22年	0.046	0.114	0.125	0.02296
7年	0.143	0.357	0.500	0.05496	23年	0.044	0.109	0.112	0.02226
8年	0.125	0.313	0.334	0.05111	24年	0.042	0.104	0.112	0.02157
9年	0.112	0.278	0.334	0.04731	25年	0.040	0.100	0.112	0.02058
10年	0.100	0.250	0.334	0.04448	26年	0.039	0.096	0.100	0.01989
11年	0.091	0.227	0.250	0.04123	27年	0.038	0.093	0.100	0.01902
12年	0.084	0.208	0.250	0.03870	28年	0.036	0.089	0.091	0.01866
13年	0.077	0.192	0.200	0.03633	29年	0.035	0.086	0.091	0.01803
14年	0.072	0.179	0.200	0.03389	30年	0.034	0.083	0.084	0.01766
15年	0.067	0.167	0.200	0.03217	40年	0.025	0.063	0.067	0.01317
16年	0.063	0.156	0.167	0.03063	50年	0.020	0.050	0.053	0.01072
17年	0.059	0.147	0.167	0.02905					

## ※減価償却の計算例

## &lt;前提条件&gt;

\*取得価額 100 万円、耐用年数 10 年の減価償却資産とします。

\*便宜上、1年間事業に使用していたと仮定して計算しています。

	定額法	定率法
耐用年数	10 年	10 年
償却率	0.100	0.250
改定償却率	—	0.334
保証率	—	0.04448
償却保証額	—	44,480 円(=1,000,000 × 0.04448)
1 年目の 償却費の額	100,000 円 (=1,000,000 × 0.100)	250,000 円(=1,000,000 × 0.250)
2~7 年目の 償却費の額	100,000 円 (=1,000,000 × 0.100)	(1,000,000 - 前年までの償却費の合計額) × 0.250
8 年目の 償却費の額	100,000 円 (=1,000,000 × 0.100)	44,584 円(=改定取得価額 133,483 円 × 0.334)
		<b>【計算上の注意点】</b> (1) 調整前償却額の計算 (1,000,000 - 前年までの償却費の合計額) × 0.250 = 33,371 (2) 調整前償却額 33,371 円が償却保証額 44,480 円に満たないので、改定取得価額(注)に改定償却率を乗じて償却費の額を計算します。 (注) 改定取得価額は(1,000,000 - 前年までの償却費の合計額)です。
9 年目の 償却費の額	100,000 円 (=1,000,000 × 0.100)	44,584 円 改定取得価額 × 0.334
10 年目の 償却費の額	99,999 円 期首帳簿価額 - 1 円 <1,000,000 × 0.100	44,314 円 期首帳簿価額 - 1 円 < 改定取得価額 × 0.334

#### 4-4)少額な減価償却資産の特例

青色申告法人である中小企業者等が2003年4月1日から2012年3月31日までに、30万円未満の減価償却資産を取得した場合には、年間300万円を限度に、取得した事業年度の損金とすることができます。

また、10万円以上20万円未満の減価償却資産を取得した場合は、上記の償却方法によらず、取得価額の均等額を3年間で每期同額ずつ残存価額ゼロまで償却する方法も認められます。

### 5)損金不算入の費用

#### 5-1)接待交際費と寄付金

法人税法上接待交際費や寄付金が費用として認められる範囲は大幅に制限されます。

具体的には、接待交際費については、期末資本金額が1億円を超える法人は、支払った接待交際費の額が全額損金不算入とされ、それ以外の法人は支払った接待交際費の額の10%、または540万円を超える金額が損金不算入とされます。

また直接的な対価が無いにもかかわらず、会社が公的施設やその他の施設等に対して行った、経済的利益の贈与または無償の供与を税法上の寄付金と言います。

寄付金の損金算入限度額は通常寄付金控除前の課税所得の1.25%と、期末資本金額等の0.125%の合計額となります。また、関連会社に対する、債権放棄や通常の率を超えて支払われる利子なども、税法上は寄付金とみなされます。

接待交際費や寄付金の損金算入限度額の計算上適用される期末資本金額は、外国法人の日本支店の場合、外国法人の資産の額と日本支店の資産の額の比率を、外国法人の期末資本金額に乗じたものとみなします。

#### 5-2)役員給与

役員給与には税法上の損金算入限度額があります。

取締役会のメンバーは法人税法上の役員であり、うち使用人を兼務している使用人兼務役員と、使用人には含まれない純粹の役員があります。税法上の制限があるために、使用人兼務役員の報酬は、使用人としての報酬と役員としての報酬に区分されます。

外国会社の日本における支店の代表者は、外国会社の取締役会メンバーでない限り、通常は役員ではなく、使用人とみなされます。

役員給与は通常損金算入できますが、不相当に高額な部分(実質基準)または定款や株主総会決議で決められた報酬(形式基準)を越える部分は損金算入が認められません。

また役員に対する賞与は税務署への事前届出等一定の要件のもとで、損金算入が認められます。上記の使用人兼務役員の使用人部分賞与は、他の使用人と同程度の金額であり、また同様の方法で支払われる場合は事前届出なしで損金として認められます。

役員の給与には、有利な価格での資産の譲渡、役員社宅の供与、無利子のローン、債務免除などの経済的利益も含まれます。ただし上記の取引が妥当な金額で行われ、毎月固定金額であれば、賞与ではなく給与と認められ、損金算入が認められます。

## 6)消費税

### 6-1)基本的な考え方

消費税とは取引の各段階にわたり課税される付加価値税であり、商品やサービスを消費する際に課税され、消費税の徴収義務者は商品やサービスの提供側にあります。そして定期的に商品やサービスの提供と共に受け取った消費税と、当該商品やサービスを購入した際に支払った消費税を相殺した差額を納税することになります。商品やサービスの最終消費者が消費税を負担することになりますが、負担された消費税の回収は、実際には各段階の事業者が、その付加した価値の額だけ分割して回収していることになります。

商品の輸入の場合には、法人、個人を問わず、輸入者が消費税を負担することになります。また、商品の輸出や、国際的な輸送サービス等は、消費税の課税対象ではあるものの、実質的に消費税率がゼロ%とされているため、免税となっています。そして輸出するために購入した商品等に課されていた消費税は還付されます。

土地の譲渡や貸付け、有価証券の譲渡、借入金の利子、受取保証料、受取保険料、公共サービスの手数料、教育費、医療費及び社会福祉事業等の特定の取引については、消費税は非課税とされています。しかしながら、非課税の取引に関して仕入を行った際に支払った消費税も、同様に非課税扱いとなるため、還付対象とはなりません。

なお、基準期間(当期の2期前の期)の年間課税売上高と、当期の1期前の初日から6か月間の課税売上高がいずれも1,000万円以下の場合等は、当期の消費税の申告義務はなくなります。(免税事業者)(注)

(注)この取扱いは2013年1月1日以後に開始する個人事業者のその年、または法人のその事業年度について適用します。(2013年1月1日より前に開始する年(事業年度)については、「基準期間の年間課税売上高が1,000万円以下」のみが申告義務免除の要件となります。)

### 6-2)消費税の構造

消費税の課税標準は国内取引に関しては商品やサービスの販売金額、輸入に関しては関税、酒税、ガソリン税等も含めた購入金額が課税標準となり、消費税率は5%です。

消費税は上記の通り取引の各段階における付加価値税であるため、前段階の事業者から支払った消費税は、次段階の事業者から受取った消費税と相殺することになります。

事業者はその帳簿記録に基づき、販売により受取った消費税から、購入により支払った消費税を控除して、その差額を定期的に各所轄の税務署に自主的に申告することによって、

消費税額を納付します。この自主的な申告を立証するものとして、事業者は取引の請求書や、納品書等を保管する必要があります。

### 6-3)簡易課税制度

基準期間における課税売上高が5千万円以下である課税期間について、簡易課税の届出を行っていただければ、簡便な方法による申告を行うことができます。すなわち下記のそれぞれの業種毎の率を課税売上高に乗じることにより、消費税の納税額が計算できます。

業種	率
①卸売業	0.5%
②小売業	1.0%
③製造業、建設業、鉱業、農林水産業等	1.5%
④飲食業、金融保険業等①②③及び⑤に該当しない事業	2.0%
⑤不動産業、運輸通信業及びサービス業(除く飲食業)	2.5%

### 6-4)課税期間、中間申告・納付

課税期間は、個人事業者が暦年、法人事業者が事業年度となりますが、事業者の選択により、課税期間を3ヶ月毎または1ヶ月毎に区切ることもできます。

中間申告及び納税として、課税期間開始の日以後6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内に、直前の課税期間の年間税額の2分の1の金額に相当する消費税額を申告、納付しなければいけません。また、直前の課税期間の年間税額が400万円を超える事業者については年4回、480万円を超える事業者については、年12回申告、納付をする必要が生じます。ただし、納付金額が48万円以下の場合には申告、納付は不要です。

課税期間終了後、支払った税金が受取った税金を上回っている場合には、還付申告を行えば、消費税は還付されます。

直前の課税期間の年間税額	中間申告の頻度
4800万円超	年11回
400万円超	年3回
400万円以下48万円超	年1回
48万円以下	中間申告不要

### 3.人件費にかかわる税金

#### 1)給与所得

給与所得者には所得税が課せられます。給与所得者の給与には、月給、賃金、役員報酬等、これらの性質を有する対価が含まれます。その他に現物給与として雇用者から支給されるカンパニーカー、社宅、扶養家族の学費、社会保険料、厚生年金保険料、医療費なども給与に含まれます。

ただし、業務による転勤の際の引越費用や、市中金利以上の利率で貸付けている場合の利子、外国人のホームリーブに係る費用の負担については、給与に加算されません。

借上社宅(会社等が従業員の住居にあてるために、家主等から直接住居を社宅として借り上げる社宅)の場合には、従業員は会社等の雇用主に家賃を支払うことに代えて、経済的利益に対する課税が行われます。

この経済的利益の計算方法は当該社宅の土地、建物の固定資産税の課税標準額と、社宅の使用面積から求められます。

この計算の結果、従業員の場合は家賃の 10%相当額が、通常の経済的利益の額となり、課税対象となります。役員の場合の経済的利益は実質的に家賃の 35%から 50%となります。しかし当該役員が社宅の一部を、顧客の歓待等会社の業務目的で使用していると認められる場合には、家賃の 35%が経済的利益として課税の対象となります。

給与所得の金額は、給与等の収入金額から、次の速算表によって計算した給与所得控除額を差し引いて算出します。

給与所得控除額の速算表

給与の総収入金額		給与所得控除額
千円超	千円以下	
0	650	全額
650	1,625	65 万円
1,625	1,800	給与の総収入金額 × 40%
1,800	3,600	給与の総収入金額 × 30%+18 万円
3,600	6,600	給与の総収入金額 × 20%+54 万円
6,600	10,000	給与の総収入金額 × 10%+120 万円
10,000		給与の総収入金額 × 5%+170 万円

#### 2)海外の役員への給与

日本の会社から非居住者である取締役を支払われた給与は、その役務の提供が、海外で行われていた場合でも、日本で稼得した所得とみなされ、日本で課税が発生します。

### 3)各種控除

#### 3-1) 給与所得者の特定支出控除

給与所得者については、上記のように給与所得控除が認められますが、これを超える特定支出の額がある場合には、申告によりその超える部分が控除されます。

特定支出とは通勤のための支出、転勤に伴う転居のための支出(旅費、宿泊費、荷物の運賃)、職務上直接必要な研修のための支出、職務遂行に直接必要な資格取得のための支出等です。

ただし、上記の支出については、給与支払者の所定の証明が必要で、また確定申告が必要です。

#### 3-2)保険料

健康保険料や厚生年金の保険料等は全額控除することができます。

また生命保険料、個人年金保険料は各々5万円を上限として控除できます。

(2011年分以後は、さらに介護医療保険料控除が創設され、各々の上限は4万円となります。)

地震保険料は5万円を上限として控除でき、10年以上の長期の損害保険料で、満期返戻金がある場合も最高1万5千円を控除することができますが、地震保険料控除と長期損害保険料控除の合計額は5万円を上限としています。

#### 3-3)人的控除

配偶者や扶養者などの人的控除も、所得税も住民税も控除することができます。そのうち主なものは下記のとおりです。

名 称	所得税の控除額	住民税の控除額
基礎控除	380,000 円	330,000 円
配偶者控除	380,000 円	330,000 円
配偶者特別控除	最高 380,000 円	最高 330,000 円
扶養控除		
16 歳未満(注 1)	380,000 円	330,000 円
16 歳以上 19 歳未満(注 2)	630,000 円	450,000 円
19 歳以上 23 歳未満	630,000 円	450,000 円
70 歳以上	480,000 円	380,000 円

(注 1)2011 年分以後は、扶養控除の対象外となります。

(注 2)2011 年分以後は、所得税の控除額 38 万円、住民税の控除額 33 万円となります。

#### 4) 給与支払時の源泉所得税

給与所得者の給与は各月の源泉所得税の対象になっています。

源泉徴収される所得税額は下記のような給与所得の源泉徴収税額表により、給与等の金額、扶養者の人数によって決定されます。

なお非居住者の場合は金額、扶養人数に関係なく20%の源泉所得税が課されます。

所得税を適切に源泉徴収するため、給与所得者は給与の支払者を通して、税務署に扶養控除申告書(扶養親族の氏名その他の詳細な情報を記載)を提出しなければなりません。

給与所得の源泉徴収税額表(抜粋)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶養親族等の数				
円以上	円未満	0人	1人	2人	3人	4人
		税額				
:	:	:	:	:	:	:
587,000	590,000	43,970	37,640	31,300	24,970	19,010
590,000	593,000	44,510	38,180	31,840	25,510	19,280
593,000	596,000	45,050	38,720	32,380	26,050	19,720
596,000	599,000	45,590	39,260	32,920	26,590	20,260
599,000	602,000	46,130	39,800	33,460	27,130	20,800
602,000	605,000	46,670	40,340	34,000	27,670	21,340
605,000	608,000	47,210	40,800	34,540	28,210	21,880
:	:	:	:	:	:	:

※給与所得者の月次の源泉徴収税額

<前提条件>

\*扶養親族 妻と二人の子供(二人とも16歳以上)

\*その月の社会保険控除後の給与等の金額 604,000円

→源泉徴収税額 27,670円

#### 5) 税率

個人の税金は所得税と住民税から構成されています。また、事業を行っている場合や専門的職業に就いている場合には、さらに3%から5%の個人事業税が課されます。

非居住者の場合、通常は上記のような各種の控除等は無く、20%の源泉所得税が控除され、課税関係も終了します。ただし所得の種類によっては、申告することで税率が緩和されることもあります。

また、日本の会社によって支払われた給与や、配当、利子所得、年金や賞金などは源泉所

得税が 20%課されます。

所得税は所得金額に応じて、下表のとおり 5%~40%の累進課税となっています。

#### 所得税の税率

課税総所得金額		下限金額に対する基本税額	超過額に対する税率
超	以下		
	195 万円	0	5%
195 万円	330 万円	97,500 円	10%
330 万円	695 万円	427,500 円	20%
695 万円	900 万円	636,000 円	23%
900 万円	1,800 万円	1,536,000 円	33%
1,800 万円		2,796,000 円	40%

個人の住民税は 道府県民税と市町村民税があり、それぞれに所得割と、均等割があります。所得割は、一律 10%(道府県民税 4%、市町村民税 6%)、均等割は、年間一人当たり 4,000 円(道府県民税 1000 円、市町村民税 3000 円)となります。

#### 6)社会保険制度

日本の社会保険制度には、健康保険、介護保険、厚生年金、雇用保険、労災保険があり、各制度の保険料率は以下のとおりです。

##### 社会保険料の料率

健康保険料	標準報酬月額 × 95.6/1,000(注 2, 3)
介護保険料(注 1)	標準報酬月額 × 15.1/1,000(注 2, 3)
厚生年金保険料	標準報酬月額 × 160.58/1,000(注 2, 4)
雇用保険料	標準報酬月額 × 15.5/1,000(注 5)
労災保険料	標準報酬月額 × 3~103/1,000(注 6)

(注 1)40 歳以上、65 歳未満の方の健康保険料率に上乘せされます。

(注 2)料率は雇用主と被保険者が均等に負担します。

(注 3)2011 年 3 月~2012 年 2 月の全国健康保険協会大阪支部の料率です。

(注 4)2010 年 9 月~2011 年 8 月の料率です。

(注 5)「一般の事業」の料率です。(事業主負担 9.5/1,000、被保険者負担 6/1,000)

(注 6)料率は業種によって異なり、毎年見直されます。全額を事業主が負担します。

## 7)申告と納付

個人の所得税に関しても日本の税法は自主申告制度です。

通常、納税者は確定申告書に収入と経費を記載して、自分で税額を計算、申告し、申告した金額を納付します。ただし、その年中の給与等の収入金額が 2000 万円以下(この場合は給与支払者による年末調整のみで課税関係が完了します)や、他の所得金額が 20 万円以下である場合等一定の場合は、確定申告は不要です。

また給与支払者から源泉所得税を控除された非居住者も、正しく控除されている限りは確定申告を行う必要はありません。

結婚した場合も合算で申告する必要はなく、その所得の種類毎に行えば足ります。

前年度の所得税の確定申告及び申告額の納付は翌年の 2 月 16 日から 3 月 15 日の間となります。

前年度に確定申告書を提出した人で、源泉所得税控除後の納税額が 15 万円以上の人は、7 月 31 日、11 月 30 日までにそれぞれ、前年の納税額の 3 分の 1 ずつを、予定納税として納付することになります。この予定納税や前払いした源泉所得税は、申告納税額がその金額を下回っていれば、確定申告により還付されることとなります。

## 8)居住形態と課税所得の範囲

個人は、その居住形態によってそれぞれの所得の種類毎に、所得税・住民税の税率が定められています。

非居住者(居住者以外を指し、日本国内に住所がない、または日本国内に居所が一年以上ない個人)は、それが国内、国外のいずれで支払われたかに関わらず、日本で稼得した所得に対して課税されます。

しかし給与や報酬については、日本での滞在期間が年間 183 日を超えていないなどの要件を満たしていれば、「租税条約に関する届出書」を所轄税務署長に提出することにより免税となります。

居住者の中で、日本の国籍がなく、かつ、過去 10 年間のうち国内に住んでいた期間が通算して 5 年以下であれば、非永住者として課税されることとなります。非永住者は、日本で稼得した所得だけでなく、日本以外で稼得した所得のうち日本に送金されたものに対しても、日本の所得税が課されます。

非居住者・非永住者以外の個人はすべて永住者である居住者として課税されます。永住者である居住者は、全世界の所得が日本の所得税の適用を受けます。ただし、日本と外国の所得税が重複して課されている場合は、その分については税額の控除があります。

**居住形態の区分**

区分		日本国籍の有無	居所を有する期間	過去10年間のうち住所または居所を有していた期間の合計	居住形態
住所あり		有	/	5年超	永住者
		無		5年以下	
		有			5年以下
		無			
住所なし	居所あり	有	引き続き 1年以上	5年超	永住者
		無		5年以下	
		有			5年以下
		無			
	居所なし	1年未満	/	非居住者	

**居住形態に応じた課税所得の範囲**

		国内源泉所得		国外源泉所得		
		国内払い	国外払い	国内払い	国外払い	
					国内に送金された部分	国内に送金されない部分
居住者	永住者	課		税		
	非永住者					
非居住者		非		課	税	

## 4. 附録

### 公的相談機関等の連絡先

以下の公的機関または私的機関が、東京または大阪で事業を始めようとする外国人投資家のためにアドバイスと補助を行っています。

JETRO 対日投資・ビジネスサポートセンター (IBSC)	電話 東京 03-3582-4684 大阪 06-6447-2309 <a href="http://www.jetro.go.jp/">http://www.jetro.go.jp/</a>
財団法人対日貿易投資交流促進協会 (MIPRO)	電話 03-3989-5151 <a href="http://www.mipro.or.jp/">http://www.mipro.or.jp/</a>
大阪外国企業誘致センター(O-BIC)	電話 06-6944-6298 <a href="http://o-bic.net/j">http://o-bic.net/j</a>
IBPC 大阪 企業誘致センター	電話 06-6615-7000 <a href="http://www.ibpcosaka.or.jp/j/">http://www.ibpcosaka.or.jp/j/</a>
日本公認会計士協会	電話 03-3515-1120 <a href="http://www.hp.jicpa.or.jp/">http://www.hp.jicpa.or.jp/</a>
日本公認会計士協会 東京会	電話 03-3515-1180 <a href="http://tokyo.jicpa.or.jp/">http://tokyo.jicpa.or.jp/</a>
日本公認会計士協会 近畿会	電話 06-6271-0400 <a href="https://www.jicpa-kin.ne.jp/">https://www.jicpa-kin.ne.jp/</a>
日本税理士会連合会	電話 03-5435-0931 <a href="http://www.nichizeiren.or.jp/">http://www.nichizeiren.or.jp/</a>
東京税理士会	電話 03-3356-4461 <a href="http://www.tokyozeirishikai.or.jp/">http://www.tokyozeirishikai.or.jp/</a>
近畿税理士会	電話 06-6941-6886 <a href="http://www.kinzei.or.jp/">http://www.kinzei.or.jp/</a>
東京ビジネスエントリーポイント (外資系企業向ビジネスサポート)	電話 03-5320-4889 <a href="http://www.tokyo-business.jp/">http://www.tokyo-business.jp/</a>
国税庁タックスアンサー(英語版)	<a href="http://www.nta.go.jp/foreign_language/">http://www.nta.go.jp/foreign_language/</a>
財務省	<a href="http://www.mof.go.jp/">http://www.mof.go.jp/</a>